

# 農地転用許可等に関する事務

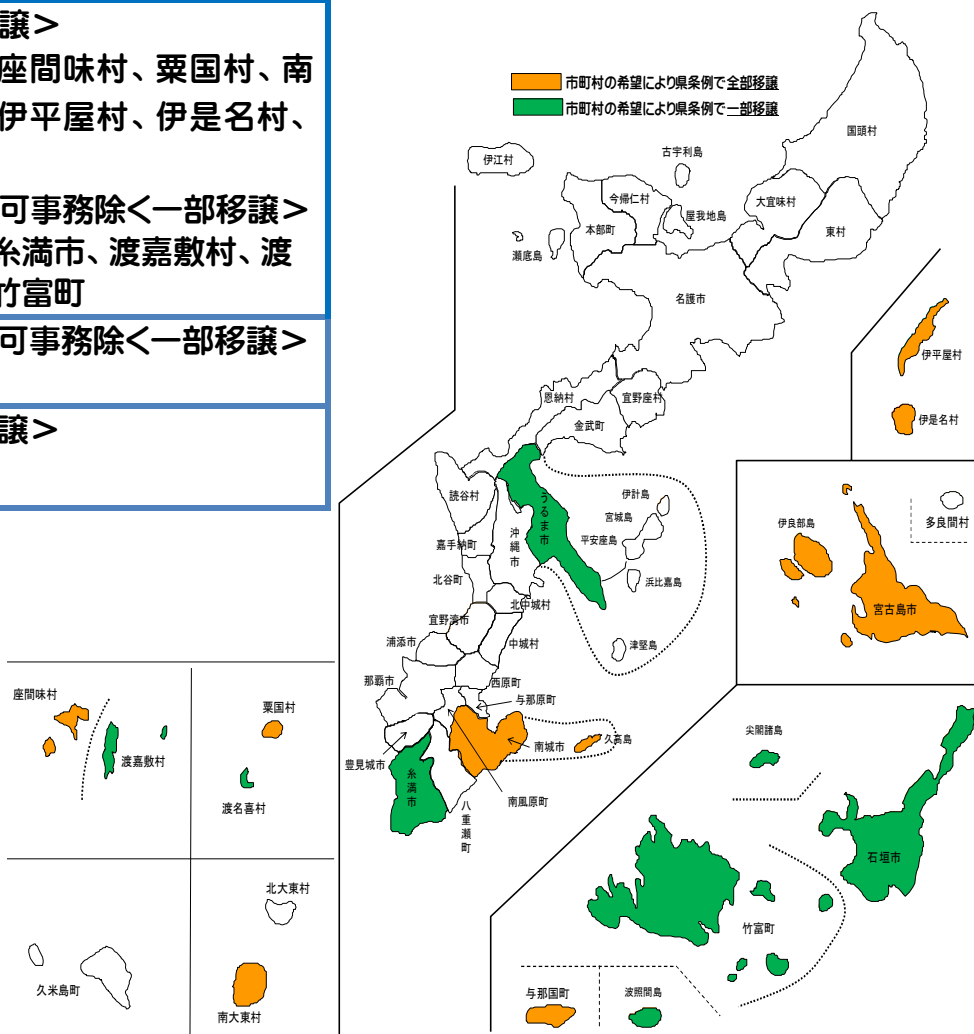
根拠法令：農地法

移譲対象：全市町村

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地法第4条第1項に基づく農地転用許可に係る事務</li> <li>◆ 農地法第5条第1項に基づく農地転用許可に係る事務</li> <li>◆ 農地法第18条第1項に基づく賃貸借の解除等の許可に係る事務等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域住民との距離が近くなることで、相談対応の拡充や、標準処理期間の縮減が図られ、住民福祉の向上に繋がる。</li> <li>◆ 地域に最も近い市町村が事務を担うことにより、地域の実情に応じた主体的な土地利用を推進することができる。</li> </ul>
<p><b>県の支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援：沖縄県市町村権限移譲交付金の交付</li> <li>◆ 研修等：移譲前及び移譲後の実務研修会の実施</li> <li>◆ その他の支援：市町村からの相談等への対応、必要に応じて助言や情報提供</li> </ul>	

移譲年月	移譲市町村
H22.4	<p>&lt;全部移譲&gt; 南城市、座間味村、粟国村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、与那国町</p> <p>&lt;転用許可事務除く一部移譲&gt; 石垣市、糸満市、渡嘉敷村、渡名喜村、竹富町</p>
H30.4	<p>&lt;転用許可事務除く一部移譲&gt; うるま市</p>
H31.4	<p>&lt;全部移譲&gt; 宮古島市</p>

## 平成 31 年4月時点の移譲状況



# 農地転用の申請から許可 までの期間が短縮



## 事例紹介 南城市

権限移譲事務 農地転用の許可等に関する事務

### 移譲受け入れの経緯

南城市は、住民サービスの向上につながる事務は、積極的に県から権限移譲を受け入れる方針としている。

農地転用の許可等に関する事務については、市町村が事務を行うことにより、地域の実情に応じた主体的な土地利用を推進できること、申請から許可までの期間が短縮され住民サービスの向上につながることから、県からの権限移譲について検討を行い、平成22年度から権限移譲を受け、実施している。

### 取組・効果

南城市は、平成22年8月に那覇広域都市計画から離脱し、新たに南城市独自の都市計画を指定した。

このことに伴い、市民からは住宅等の建築に係る農地転用について、多くの相談が寄せられている。

県からの権限移譲により、身近な市役所で農地転用の相談ができるようになったため、市民にとっては、利便性が向上したものと考えられる。



また、権限移譲前までは、申請から県の許可までに約3ヶ月かかっていたが、市が権限移譲を受けたことで、約1ヶ月で許可できるようになった。申請から許可までの期間が短縮され、行政サービスの向上につながった。

農地転用の許可等については、南城市都市計画や土地利用計画も考慮しつつ、基本的には農地法に基づき判断することとしており、許可にあたっては、本市の農業委員全員で転用申請地を現地調査し審議を行っている。

平成27年度の事務処理件数は、4条転用が21件、5条転用が103件となっている。

<現地調査の様子>



### 住民の声

市民からは、「申請から許可までの期間が短かく、助かる。」「市役所で直接事前調整等が行えるため便利になった。」などの声が寄せられている。

(担当課：南城市農業委員会事務局)

平成29年3月作成

# 農地転用の許可に係る 住民サービスの向上



## 権限移譲事務

## 農地転用の許可等に関する事務

## 事例紹介 宮古島市

### 移譲受け入れの経緯

宮古島市では、住民からの農地転用の申請受付の後、農業委員と農業委員会事務局で現地を確認し、その後、農業委員会総会へ資料を提出し、沖縄県へ進達する必要があった。

平成 29 年度から、農地法に基づく事務の中でも農地転用に対する申請件数が急増し、それに伴い沖縄県への進達件数も増加し、処理に要する時間がかかっていた。

このような状況のなか、農地転用の許可等に関する事務を市町村が行うことで、申請から許可までの期間を短縮してほしいと要望が高まり、平成 31 年度から権限移譲を受け入れることとした。

### 取組・効果

権限移譲後は、農業委員会総会が許可決定の場となることから、農業委員と農業委員会事務局で現場確認後、委員を含めた内部審査会で内容を審議し、その後、総会へ資料を提出することとした。

このことにより、農地転用やその他の業務についての課題も内部審査会で審議することができるようになり、事務局職員のみならず、農業委員一人一人が農地法への理解を深めることができた。

その結果、通常の相談業務にあたっても適切なアドバイスができるようになった。

また、権限移譲前までは、申請から県の許可までに最短でも約 2 ヶ月かかっていたが、市が権限移譲を受けたことで、簡易なものについては、約 1 ヶ月で許可できるようになった。申請から許可までの期間が短縮され、行政サービスの向上につながった。

農地転用の許可等については、宮古島市都市計画や土地利用計画も考慮しつつも、農地法に基づき判断することとしており、許可にあたっては、本市の農業委員で申請地を現地調査し審議を行っている。

平成 31 年 4 月から令和元年 12 月までの事務処理件数は、4 条転用が 31 件、5 条転用が 184 件となっている。

### 住民の声

市民からは、「申請から許可までの期間が短くなった。」、などの声が寄せられている。

(担当課：宮古島市農業委員会事務局)

令和 2 年 3 月作成